

レンタル規約

レンタル契約の成立

お客様は、本レンタル規約を承諾の上、有限会社インテスにサービスの利用申し込みをするものとします。利用者からのお申し込み内容を、当社が適当と認めたことを以って、利用者と当社のレンタル契約が成立します。また、利用をお断りした際に理由を説明する義務を当社は負わないものとします。

レンタル期間

レンタル機器を弊社が発送した日から起算し、弊社に商品が到着した日までが、レンタル期間となります。

尚、ご指定された日時で宅配業者に配達を依頼しますが、不在等利用者の都合で商品がお受け取りになれず、再配達となった場合も当初指定された日時でのご契約に変更はありません。

利用者の報告義務

以下のものについては必ず報告してください。報告されない場合、別途違約金をお支払い頂く場合がございますのでご注意ください。

- レンタル機器返却遅延の連絡（違約金：延滞翌日からの延長料金と同額）
- レンタル機器の破損（違約金：修理代金とは別にご連絡頂くまでの延長料金と同額）
- 盗難・紛失の連絡（違約金：希望小売価格とは別にご連絡頂くまでの延長料金と同額）
- 第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、又は権利主張をする恐れがある場合（違約金：希望小売価格とは別にご連絡頂くまでの延長料金と同額）

動作保障（返金保障）

レンタル初日に必ず、動作の確認を行ってください。その際、動作が正常でない時は至急代替品をお送りいたします。故障により撮影できなかった場合は、頂いているレンタル料金を全額ご返金させていただきます。尚、動作の不良などでいかなる損害が生じてもそれ以外の一切の責任につきましては、負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

撮影データ消失時

レンタル機器の不良、または故障により撮影したデジタルデータが消失、または破損した際は、再度同じ内容を同期間レンタルさせて頂くか、頂いているレンタル料金を全額ご返金させていただきます。尚、それ以外の一切の責任につきましては負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

貸し出し期間終了後のご返却

レンタル機器及びその他付属品全て揃っていることをご確認の上、ご返却下さい。紛失された場合はその部分の実費をご請求させていただきます。

レンタル料金

レンタル料金のご利用機器、期間に応じて設定した料金に基づいて、別途お見積書を提出させていただきます。

お届け時と返却時の配送料

レンタル機器お届けの際の配送料は当社が負担いたします。返却の際の配送料についてはお客様でご負担下さい。

超過料金

期間を延長される場合は、契約期間終了の前日までにご連絡下さい。利用機器ごとに設定された1日単位の延長料金をお支払い頂く事で延長することができます。但し、その後予約が入っている場合は、お断りすることもございます。契約期間内でご連絡なく延長された場合、通常の延長料金及び違約金をご請求させていただきます。

また、お客様から契約期間終了後にご連絡がなく、返還の見込みがないと、当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に商品希望小売価格をお受け致します。

請求・お支払い方法

ご請求・お支払いは、原則契約期間分の料金を前払いでお支払い頂くことと致しますが、法人契約で貴社規定の締切日及び支払日を希望される場合は別途相談の上、それに準じることと致します。お支払いは全て銀行振り込みでお願い致します。手形・小切手などはお受けいたしません。

禁止事項

お客様によるレンタル商品の、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分、または商品の改造などは、固くお断りいたします。

その他ご利用の承諾事項

お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、有限会社インテスは、一切の責任を負いません。

お願い

機材は全て精密機器につき、御取り扱いに充分ご注意ください。

機材は整備・点検の上レンタル致します。

レンタル期間中どのようなトラブルもすみやかにご連絡下さい。

レンタル期間中の事故・破損等に関しましては、直ぐに対応致しますが、お客様の過失による破損・紛失などの場合は、修理代金のご負担または希望小売価格での買い取りをお願い致します。

2012年11月22日
有限会社インテス